

第 262 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きゃっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所  
名古屋市中区金山 1-14-18 金山センタープレイス 5F  
Tel 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096  
http://www.maeda-cpa.com/

平成 25 年 4 月 10 日

### 前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 261 回

日本の経済の流れはどういう方向へ行くのでしょうか？

為替の流れ、日銀政策の流れ、税政策の流れ、重点育成産業の流れ、公共投資の流れ等々。

この流れを読み、流れにうまく乗って事業経営を行うことが大変大切です。

そして流れをつかむためには予測も重要です。変化の兆しを掴むことが重要です。そのためには真剣な勉強が必要かと思えます。大局観と触覚が必要です。

さらに、希望を達成するために大切なことがあります。

それは努力とその継続です。すなわち努力なしでは希望も達成できません。

ところで、今回はイノベーションについて一言。

一般的なイノベーションは、これまでにない製品開発やサービスの提供ということの意味していますが、また、既存の技術や経営資源、商品の組み換えによるものもイノベーションと言います。

したがって皆様の会社、事業も十分イノベーションを起こすことは可能です。

是非皆様の会社もイノベーションをしてください。それが流れに適合することでもあります。

お互い頑張りましょう、変革しましょう！！

### 前田の《今人生を語る》第 166 回

めざめよ日本人<sup>®</sup>

城山三郎氏がおもしろい事を言っています。少し参考にしてください。

『著者が「美濃の野武士」といわれる岐阜の中小企業者の一群を訪ねたとき、「やる気、やる気、やる気」など同じ言葉を 3 度繰り返すスローガンの類が工場の壁に貼られていた。真理は平凡だが、それを 3 度繰り返すとかなりの迫力があり、つい、うんそうだと思ひ込まされてしまう。』

まさに一種の洗脳ですね。

使えるな、使えるな、使えるな！！ですね。

### ◆ 教育資金の一括贈与 ◆

(制度の概要)

・ 祖父母（贈与者）は子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に教育資金を一括して贈与し、この資金についてそれぞれ 1,500 万円までを非課税とする。

※ 学校等以外のものに支払われるものについては 500 万円を限度とする。

⇒ 教育資金の使途は金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管

- ・ 孫等が 30 歳に達する日に口座等は終了
- ・ 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの措置

(教育資金とは)

※ 学校等に対して直接支払われる次のような金銭

- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学試験の検定料など
- ② 学用品費、修学旅行費、学校給食費など、学校等における教育に伴って必要な費用など

※ 学校費とは

- ・ 学校教育法上の幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校、各種学校
- ・ 外国にあるもので、その国の学校教育制度に位置づけられている学校、日本人学校、私立在外教育施設
- ・ 国内にあるもので、インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）、外国人学校（文部科学大臣が高校相当として指定したもの）、外国大学の日本校、国際連合大学
- ・ 認定こども園又は保育所など

※ 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭

- ① 学習塾、家庭教師、そろばんなど
- ② スポーツ（スイミングスクール、野球チーム）
- ③ 文化芸術活動（ピアノの個人指導、絵画教室、バレエ教室など）
- ④ 教養の向上のための活動（習字、茶道など）

### ◆ 私募債の受取利子 ◆

- ・ 同族会社のオーナーなどが、少人数私募債を発行して、これにより受け取る利子は、20%の源泉分離課税で完了のため高額所得者にとっては節税が可能でありましたが、平成 28 年 1 月以後に受け取る利息からは総合課税となりました。その結果、高額所得者にとっては節税のメリットがなくなることとなります。

松村英治